

報第4号

専決処分報告について

(子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例)

本市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)3月23日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第3号

子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

本市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年（2023年）3月16日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例（平成26年2月27日条例第6号）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第138条の4第3項</u>の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第138条の4第3項</u>の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>